

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

2月10日発行

Vol.486

さんじょうライフ

皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。



2/7



南相馬市HP

「みなみそうまトピックス」から

第15回市民俗芸能発表会

南相馬市民文化会館「ゆめはっと」で第15回となる市民俗芸能発表会が開催されました。



2ページをご覧ください。

目次

●「みなみそうまトピックス」から

- ・第15回市民俗芸能発表会 ----- 2
- ・原町第二中学校一年生から
ホストタウン相手国へ
応援グッズ ----- 3

●被災自治体News

- 南相馬市 ----- 4
- 浪江町 ----- 10
- 双葉町 ----- 12

●交流ルームひばり通信

- ・2月の「ひばり」 ----- 16

警報

新型コロナウイルス

早めの電話相談、早めの受診

- ◆かぜ症状（発熱、せき、のどの痛み等）
- ◆息苦しさやだるさなど、
普段と異なる症状

【新型コロナ受診・相談センター窓口】

☎ 025-256-8275

※毎日24時間対応（土日・祝日含む）

注意報

新しい
生活様式



ふくしまから
はじめよう。

Future From Fukushima.

2/7 日

第15回市民俗芸能発表会

南相馬市民文化会館「ゆめはっと」で第15回となる市民俗芸能発表会が開催されました。

今年は新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、無観客での開催となりましたが、参加者は練習の成果を発揮し、熱のこもった演技を披露していました。

当日の様子は、後日、市博物館YouTubeと南相馬チャンネルで放送予定です。



2/4 木

原町第二中学校一年生からホストタウン相手国へ応援グッズ

2月4日、市長は原町第二中学校を訪問し、同校一年の生徒たちからアメリカ、韓国、ジブチ、そして台湾のホストタウン相手国へ向けた応援グッズを受領しました。

原町第二中学校一年の生徒たちは、総合学習の時間を活用して、マスクや書き置きなどの応援グッズを製作しました。

生徒たちが製作した応援グッズは、市長から相手国に贈呈されます。



みなみそうまチャンネル

南相馬市



電話でのお問合せ

TEL:0244-26-5663

(平日のみ 午前9時～午後5時)

今週の番組 60分 ※パソコン視聴

番組内容 [2/12～2/19]

1. オープニング&今週の番組 [2分]
2. アグリサイエンスカフェ特別編ダイジェスト
ウイルスは生物か?～ウイルスの基礎・しくみ～ [19分]
3. 北郷馬場研修棟完成式典 [11分]
4. 想いを絵本で。繋がるつなげるおはなし会 [15分]
5. 備えよう! 新型コロナウイルス感染症
vol.1 感染リスクが高まる「5つの場面」 [7分]
6. 廃炉・汚染水対策の取組状況説明会 開催のお知らせ [1分]
7. Minamisoma 5.0「ベンチャー輩出のまち」編 [3分]
8. リクエストアワーのお知らせ [2分]



みゆーまーくん



南相馬市からのお知らせ

令和2年度第2回個人積算線量測定（令和2年7月～9月）結果

2月5日HP更新

実施概要

- (1) 測定期間 令和2年7月～9月
- (2) 測定者数 1,062人
（内訳） 乳幼児：11人、小学生：63人、中学生：36人、高校生：32人、
一般：920人

実施結果

- 測定期間中の個人追加被ばく線量は、平均で0.05ミリシーベルト(mSv)とこれまで同様、低い結果となりました。
- 3カ月間の積算線量を年間の追加被ばく線量に換算すると、全体の98.2%に当たる1,043人が1mSv未満でした。

注意 3カ月間の個人追加被ばく線量を報告するにあたって、茨城県大洗町の平成23年3月11日以前の自然放射線量である0.54mSv/年（3カ月間で0.135mSv）を差し引いています。
また、地質などによって自然放射線量には地域により差異があります。

今回の評価

測定結果について、南相馬市放射線健康対策委員長から次のとおり評価およびコメントを得ました。

■評価およびコメント

これまでの科学的知識で判断すると、昨年度の結果同様、測定者全員の被ばく線量は、健康影響が心配されるレベルではありませんでした。

次ページへ続きます 

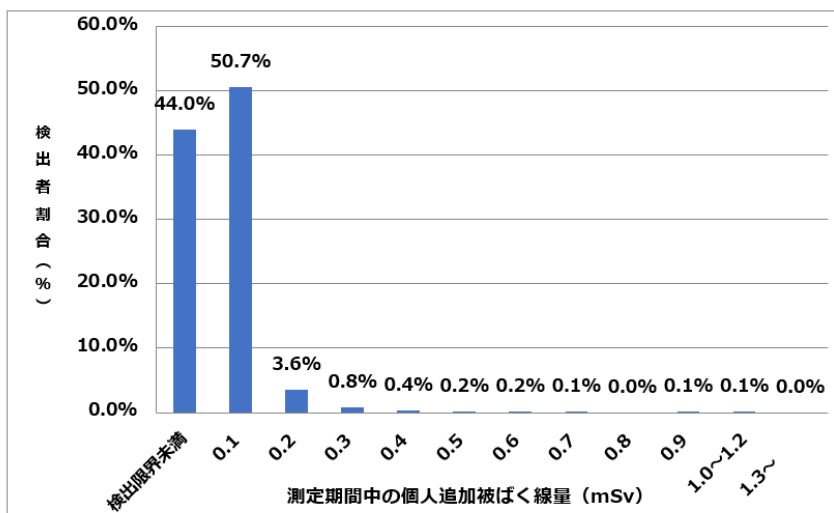
(1) 測定結果

令和2年度（2回目） 個人追加被ばく線量3か月間測定結果

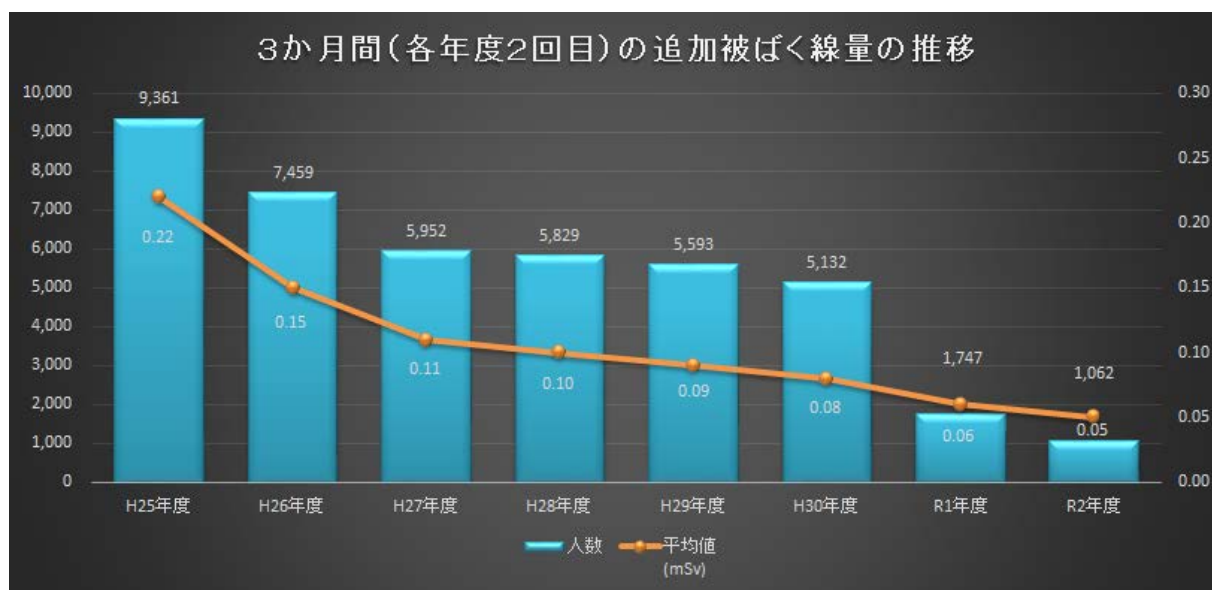
測定期間：令和2年7月1日～令和2年9月30日

測定者数：1,062人（令和2年12月21日現在）

個人追加被ばく線量 (mSv)	人数 (人)	割合
検出限界未満	467	44.0%
0.1	538	50.7%
0.2	38	3.6%
0.3	8	0.8%
0.4	4	0.4%
0.5	2	0.2%
0.6	2	0.2%
0.7	1	0.1%
0.8	0	0.0%
0.9	1	0.1%
1.0～1.2	1	0.1%
1.3～	0	0.0%
総計	1,062	100.0%



(2) 追加被ばく線量と測定者の推移



問い合わせ

健康福祉部 健康づくり課 放射線健康係

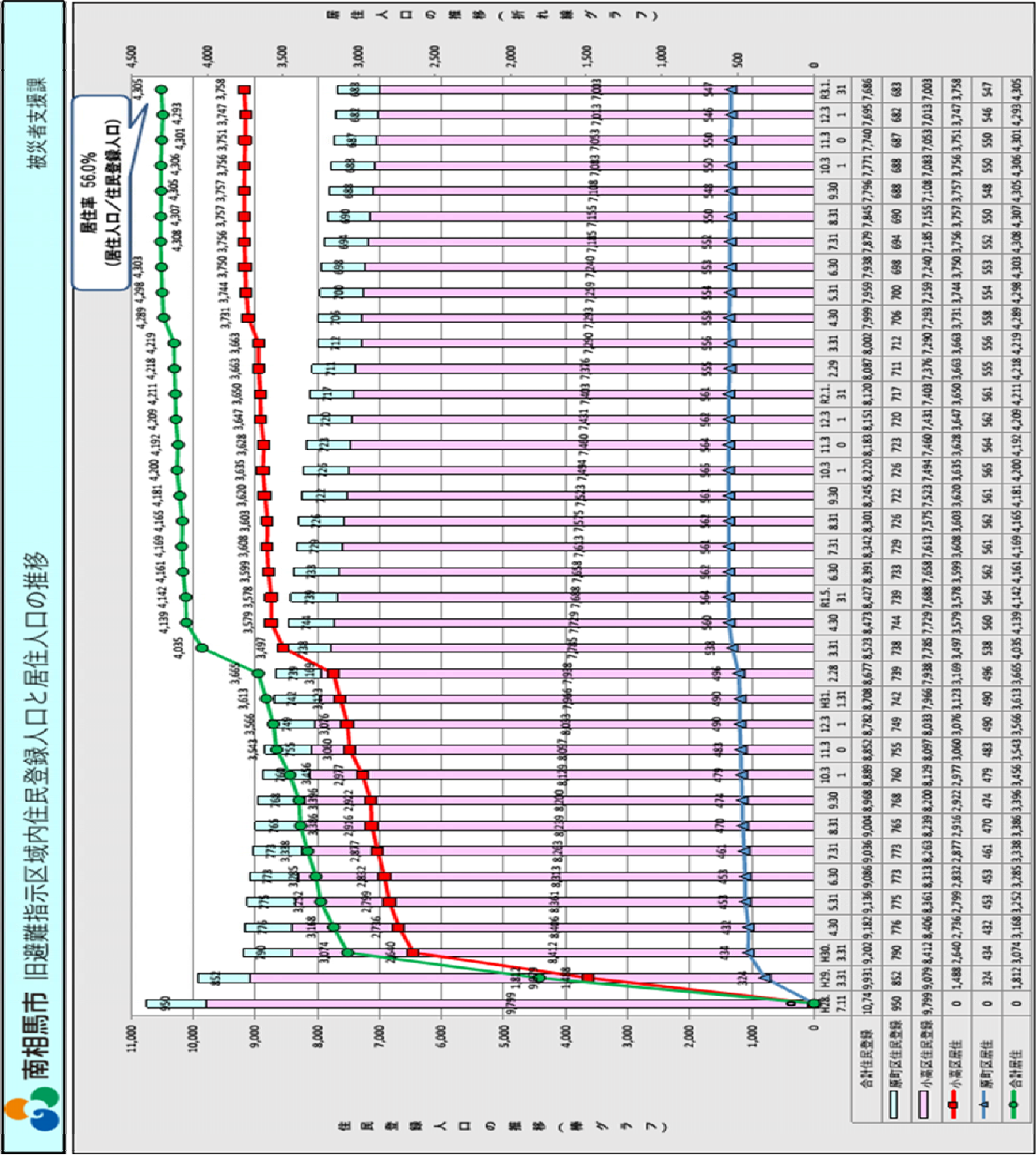
TEL 0244-44-2121

旧避難指示区域内の住民登録人口と居住人口の推移

(1月31日現在)

2月8日HP更新

旧避難指示区域内の小高区および原町区の居住人口は、1月31日現在で4,305人となり、同区域内の住民登録人口（7,686人）に占める居住率は56.0パーセントになりました。



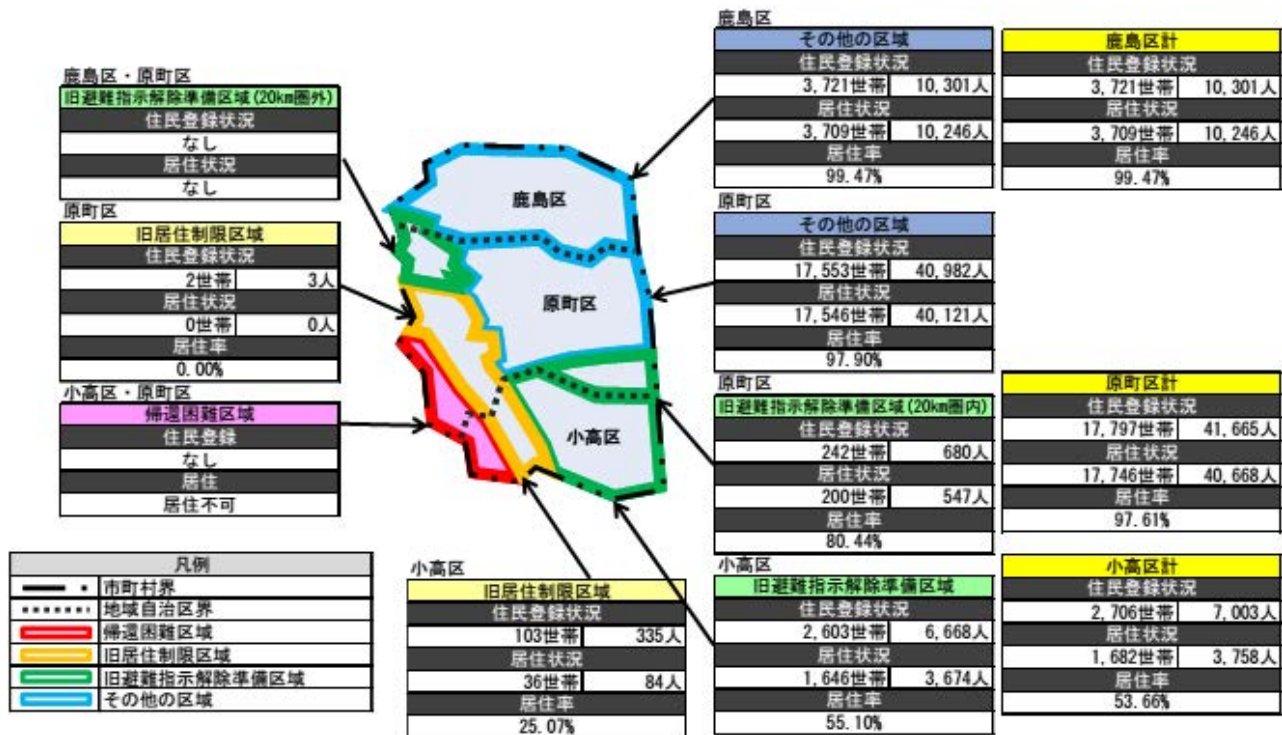
問い合わせ

復興企画部 被災者支援課 被災者支援係

TEL 0244-24-5223

避難指示区域別の世帯数と人口（1月31日現在）

2月8日HP更新



区名	避難指示 区域分類	世帯 人口	住民登録		令和3年1月31日時点で住民登録が有る者の実際の居住先						
					市内					市外	
			H23. 3. 11	R3. 1. 31	旧避難指示区域内		その他		計		
				居住数	うち65歳以上	居住数	うち65歳以上	居住数	うち65歳以上		
小高区	帰還困難 区域	世帯	1	0	0		0		0		0
		人口	2	0	0		0	0	0	0	0
避難指示区域計		世帯	1	0	0		0		0		0
		人口	2	0	0		0	0	0	0	0
小高区	旧居住 制限区域	世帯	127	103	39		35		74		64
		人口	532	335	94	49	101	38	195	87	140
	旧避難指示 解除準備区域	世帯	3,664	2,603	1,643		412		2,055		979
		人口	12,308	6,668	3,664	1,790	865	324	4,529	2,114	2,138
	計	世帯	3,791	2,706	1,682		447		2,129		1,043
		人口	12,840	7,003	3,758	1,839	966	362	4,724	2,201	2,278
原町区	旧居住 制限区域	世帯	7	2	0		2		2		0
		人口	12	3	0	0	3	2	3	2	0
	旧避難指示 解除準備区域	世帯	377	242	200		29		229		43
		人口	1,427	680	547	270	42	21	589	291	91
	計	世帯	384	244	200		31		231		43
		人口	1,439	683	547	270	45	23	592	293	91
旧避難指示区域計		世帯	4,175	2,950	1,882		478		2,360		1,086
		人口	14,279	7,686	4,305	2,109	1,011	385	5,316	2,494	2,369
原町区	その他区域	世帯	16,401	17,553	0		17,109		17,109		937
		人口	45,677	40,982	0	0	39,220	13,750	39,220	13,750	1,762
鹿島区	その他区域	世帯	3,462	3,721	0		3,668		3,668		101
		人口	11,603	10,301	0	0	10,136	3,663	10,136	3,663	165
その他区域計		世帯	19,863	21,274	0		20,777		20,777		1,038
		人口	57,280	51,283	0	0	49,356	17,413	49,356	17,413	1,927
合計		世帯	24,039	24,224	1,882		21,255		23,137		2,124
		人口	71,561	58,969	4,305	2,109	50,367	17,798	54,672	19,907	4,296

- 1 住民登録人口は住民基本台帳に令和3年1月31日までに入力されたデータを基に算出。
- 2 居住人口は避難者等情報管理システムを基に算出。
- 3 世帯員が異なる場所に避難をしているケースがあるため、住民登録世帯数と実際の居住世帯数は異なる。
- 4 その他区域…避難指示区域・旧避難指示区域を除いた区域。

問い合わせ

復興企画部 被災者支援課 被災者支援係

TEL 0244-24-5223

「南相馬市と放射線」よくわかる放射線の現状

2月5日HP更新

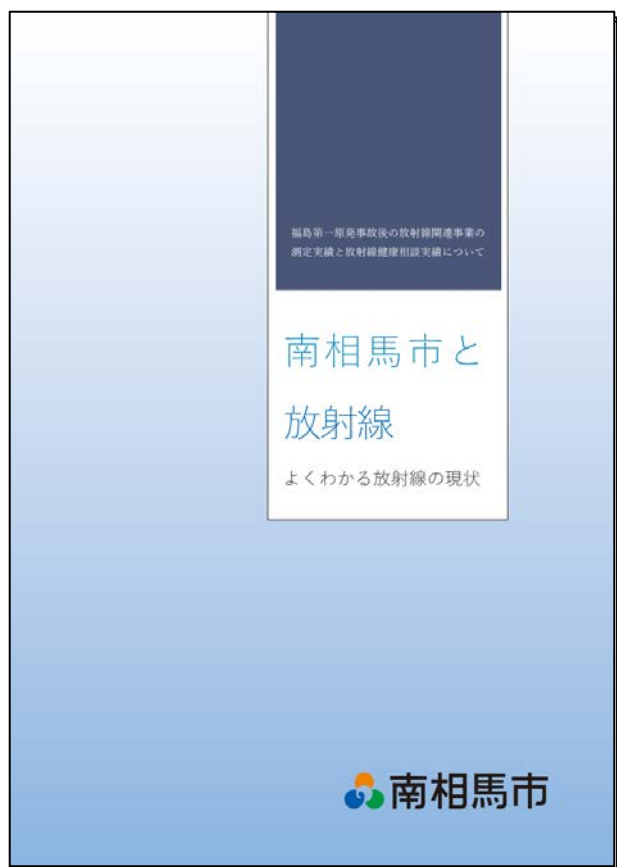
市では、福島第一原発事故によって飛散した放射性物質による影響について、さまざまな事業の中で調査を行ってきました。

平成23年3月11日に起こった事故から、約10年が経過し、これらの調査結果の多くが、当初と比べて低く落ち着いてきている状況です。

今回、改めて放射線量や被ばく線量などの調査結果の経年変化を見ることで、放射線に対する不安の軽減につなげるとともに、平成27年度から令和元年度にかけて配置した放射線健康相談員による戸別訪問や電話相談などで受けた相談内容について紹介します。

▶ 冊子「南相馬市と放射線」よくわかる放射線の現状

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/19/minamisomatohosyasen.pdf>



【目次】

1. はじめに P1
2. 各種測定結果からみる南相馬市の現状
. P2~7
3. 放射線健康相談内容報告 . . . P8~17
4. これからの放射線健康対策について
. P18

問い合わせ

健康福祉部 健康づくり課 放射線健康係

TEL 0244-44-2121

福島県浜通り地域における新しいモビリティを活用したまちづくり

連携協定

2月9日HP更新

南相馬市は、2月2日、浪江町、双葉町と本市を含む3市町と、民間企業8社の合わせて11団体間で連携協定を締結しました。

この協定は、互いに持つ資源やノウハウなどを活用し、東日本大震災からの復興ならびに、未来に向けたまちづくりに協力し、モビリティ、エネルギー、コミュニティの領域において協業していくことを目的としています。

協定を締結する団体

11団体（3自治体 8企業）

- 浪江町
- 双葉町
- 南相馬市
- 日産自動車 株式会社
- フォーアールエナジー 株式会社
- 福島日産自動車 株式会社
- 日産プリンス福島販売 株式会社
- イオン東北 株式会社
- 日本郵便 株式会社 東北支社
- 株式会社 長大
- 株式会社 ゼンリン



連携事項

1. 新たな移動手段となるモビリティサービスに関する事項
2. 再生可能エネルギーの利活用、低炭素化に向けた取り組みに関する事項
3. 構成自治体のコミュニティ活性化に関する事項
4. 構成自治体の強靱化に関する事項



問い合わせ

復興企画部 企画課 企画係

TEL 0244-24-5358



浪江町からのお知らせ

【随時受付】令和3年度浪江町奨学資金の貸与申請を受け付けています

2月8日HP更新

町では、「新型コロナウイルス感染症」による学校の臨時休業・事業所の休業など、経済的な影響を特に受けやすいひとり親家庭などの生活を支援するため給付金を支給します。

対象者

次のいずれかに該当する人

- (1) 基準日（令和2年3月31日。以下同じ。）時点で「浪江町ひとり親家庭医療費受給資格者」であった人
- (2) (1)以外の人で基準日時点で次のすべてに該当する人
 - 高校3年生までの児童を監護しているひとり親家庭などの世帯
 - 浪江町に住民登録がある人
- (3) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までに新たに次のすべてに該当することとなった人
 - 高校3年生までの児童を監護しているひとり親家庭などの世帯
 - 令和2年11月1日時点で浪江町に住民登録がある人
- (4) (1)から(3)までと同様の事情にあると町長が認める人

申請手続き

申請書に下記の必要書類を添付して、郵送または教育委員会事務局子育て支援係の窓口へ申請してください。

【対象者(1)に該当する人】

- ひとり親家庭等特別給付金申請書

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/13216.pdf>

▶ 記載要領

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/13217.pdf>

- 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）の写し
- 振込口座が確認できる書類（通帳、キャッシュカードの写しなど）



次ページへ続きます

【対象者(2) (3)に該当する人】

●ひとり親家庭等特別給付金申請書

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/13218.pdf>


▶ 記載要領

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/13219.pdf>


● 本人確認書類の写し

● 振込口座が確認できる書類

● ひとり親家庭等であることが確認できる書類

(離婚日の記載のある戸籍謄本など。詳しくはお問い合わせください。)

給付額

1世帯当たり 2万円

申請期限

3月31日(水)

問い合わせ

教育委員会事務局 子育て支援係

TEL 0240-34-0252

浪江町民の避難状況 (1月31日現在)

【都道府県別】(福島県外)

都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数
北海道	55	長野県	53	愛媛県	8
青森県	40	岐阜県	17	高知県	5
岩手県	40	静岡県	60	福岡県	19
宮城県	912	愛知県	39	佐賀県	4
秋田県	43	三重県	7	長崎県	11
山形県	119	滋賀県	5	熊本県	6
茨城県	979	京都府	34	大分県	5
栃木県	467	大阪府	60	宮崎県	10
群馬県	133	兵庫県	22	鹿児島県	8
埼玉県	649	奈良県	5	沖縄県	18
千葉県	562	和歌山県	-	国外	12
東京都	790	鳥取県	-	合計	6,051
神奈川県	413	島根県	5	(前月 6,050)	
新潟県	307	岡山県	23		
富山県	15	広島県	10		
石川県	25	山口県	1		
福井県	12	徳島県	1		
山梨県	37	香川県	5		

【福島県内市町村別】

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
福島市	2,429	天栄村	1	三春町	73
会津若松市	196	下郷町	4	小野町	12
郡山市	1,706	南会津町	9	広野町	49
いわき市	3,167	北塩原村	3	檜葉町	17
白河市	250	西会津町	4	富岡町	18
須賀川市	144	磐梯町	4	川内村	4
喜多方市	19	猪苗代町	19	大熊町	4
相馬市	437	会津坂下町	20	双葉町	1
二本松市	1,024	金山町	1	浪江町	1,084
田村市	70	会津美里町	9	葛尾村	5
南相馬市	1,963	西郷村	137	新地町	86
伊達市	104	泉崎村	5	飯舘村	2
本宮市	468	中島村	2	県内	2
桑折町	141	矢吹町	34	合計	14,021
国見町	28	棚倉町	7	(前月 14,043)	
川俣町	55	塙町	2	避難者総数	
大玉村	187	石川町	6	20,072	
鏡石町	8	古殿町	1	(前月 20,093)	



双葉町からのお知らせ

被災家屋等の解体申請受付窓口の設置について（環境省からのお知らせ）

2月3日HP更新

双葉町役場いわき事務所内に被災家屋等の解体申請受付窓口を設置しましたのでお知らせします。

今後の被災家屋等の解体申請につきましては、下記受付窓口にてご相談いただきますようお願いいたします。

受付窓口の場所・受付時間

- 場所 双葉町役場いわき事務所1階（いわき市東田町2-19-4）
- 受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
（土曜日、日曜日、祝日および年末年始を除く）
- 電話番号  0120-773-275

申請受付対応者

株式会社 高島テクノロジーセンター（環境省業務受託会社）

被災家屋等の解体申請の対象

次の要件をすべて満たす被災家屋等が解体申請の対象となります。

- (1) 双葉町の避難指示が解除された区域、帰還困難区域における特定復興再生拠点区域に認定された区域内に所在する家屋等であること
 - (2) 東日本大震災で被災した居宅、付属建屋（倉庫、物置等）、事務所、店舗（以下「家屋等」という。）であること
- 注意** 事務所、店舗については、中小企業基本法第2条に定める中小企業の事務所、店舗に限ります。

- (3) 住家（母屋）については、双葉町役場で交付する建物に関する「り災証明書」で、「り災」の程度が、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」に判定されていること

注意 「り災証明書」の申請については双葉町戸籍税務課までご連絡ください。

解体申請の受付期限

避難指示が解除された区域内の解体申請の締切は「令和3年3月31日」です。

特定復興再生拠点区域内の解体申請は「令和5年春ごろ」※まで受け付けます。

申請受付から解体着工まで時間を要します。解体を希望される際は、早めに相談いただきますようお願いいたします。

※ 具体的な申請受付期限は、特定復興再生拠点区域の避難指示解除日が決定してから決まります。

次ページへ続きます 

解体申請の際に事前に準備する書類など

- (1) 身分証明書の写し
運転免許証など、顔写真入りのもの。顔写真入りのものがない場合は、健康保険証と年金手帳など、複数の公的証明書をお持ちください。
- (2) 固定資産課税台帳記載事項証明書の写し（または、申請を行う家屋に関する名寄帳）
- (3) 印鑑（認印をお持ちください）
- (4) 解体申請を行う家屋等の外観が確認できる写真
- (5) 建物に対する「り災証明書」の写し

注意点

- 解体申請をする場合は、原則、申請は対象となる家屋等の所有者が行うようお願いいたします。代理人が申請する場合は、家屋等の所有者との関係を確認させていただきます。
- 特定復興再生拠点区域内の場合は、除染を実施した家屋等は解体申請の対象になりません。
- 解体希望の建物の中に、東京電力ホールディングス株式会社の賠償手続きが済んでいないものがありましたら、事前に東京電力ホールディングス株式会社に相談されることをお勧めします。
- 家屋等を共有している場合、借地の場合および家屋等に抵当権が設定されている場合には、解体申請を行うときに、他の権利者の同意取得が必要になります。

▶ 詳細はこちら

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/8428/ad.pdf>



【問い合わせ先】

高島テクノロジーセンター（環境省業務受託会社）

 0120-773-275

受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15

※土曜日、日曜日、祝日および年末年始はお休みさせていただきます。

問い合わせ

建設課

TEL 0246-84-5209

双葉町内立入り通行ゲートの変更について(2月10日適用)

2月3日HP更新

町道新山・大熊線の改良工事が完了し、2月10日の午前9時から供用開始されることに伴い、有人ゲートの「東北レミコン南交差点東ゲート」を廃止（無人バリケード化）し、国道6号と町道新山・大熊線との交差点の東側に、「陳場下交差点東ゲート」が有人ゲートとして新設されます。

近接していますので、利用の際は、ゲート間違いに注意願います。

通行ゲート位置図



また、有人ゲートの廃止および新設に伴い、各種申請書を変更していますので、申請の際は注意してください。

なお、すでに、「東北レミコン南交差点東ゲート」を通行ゲートとして発行している通行証は、「陳場下交差点東ゲート」として読み替え適用しますので、再度の申請は必要ありません。

問い合わせ

住民生活課

TEL 0246-84-5206

町民の皆さまから町への意見・要望を伺いました（令和2年11月）

2月9日HP更新

毎年開催していましたが、新型コロナウイルスの感染拡大が続いていたことから令和2年度は開催を中止とさせていただきました。町政懇談会に代えて広報ふたば11月号に記入用紙を同封して町民の皆さまから町への意見・要望を募りました。

その内容がまとまりましたので、ご覧いただき、町政へのご理解を賜りますようお願いいたします。

令和2年度 町民からの意見、要望

受け付け数 25人(要望なし1人、無記名1人)

【家賃支援】 男性

県営住宅の家賃全額が東電賠償から福島県の支援に変わったが、なぜ全額補助でなくなったのか。避難しなければ家賃や駐車場の使用料を支払う必要はない。

家賃を含む避難費用にかかる東電の賠償は、平成30年3月で原則終了しています。

一方で、福島県において仮設住宅の供与期間の延長により、平成30年度から「福島県避難市町村生活再建支援事業」を東京電力から資金拠出(寄付)および人的支援を受けて開始しました。

補助内容は、東京電力が家賃、共益費など従来支払っていた金額を上限に原則全額支援するもので、賃貸住宅1戸につき、入居者4人までは月6万円(5人以上は月9万円)が上限となっており、仮設住宅との公平性の観点から仮設住宅と同等の補助上限を設定していると伺っています。

詳しくは、福島県家賃等支援事務センター(福島県生活拠点課 電話:0120-900-775)へお問い合わせください。

【帰還条件 住宅改修補助、医療・商業】 男性

双葉町の住宅に帰れるようになったら帰るつもりだが、多少の住宅改造費用がかかると思う。多くの費用が必要となれば諦めなければならないと思っている。帰還する人には住宅改修の補助制度などがあれば帰りやすい。

現在、町では帰町する町民に対する補助制度はありませんが、帰還を果たした先行自治体の事例を参考にしながら、今後検討してまいります。

なお、復興庁において「住まいの復興給付金制度」があり、東日本大震災により被災された方の住宅の再取得や被災した住宅の補修に係る経費の一部を給付しています。

詳しくは、住まいの復興給付金事務局(電話:0120-250-460)へお問い合わせください。

(以下、省略)

▶ 詳しくは双葉町ホームページをご覧ください。

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/9344.htm>



問い合わせ

秘書広報課

TEL 0246-84-5202

2月の『ひばり』

日	月	火	水	木	金	土
				11 建国記念の日 ひばり休み	12 ひばり休み	13 ひばり休み
14	15 ひばり休み	16 ひばり休み	17	18 ひばり休み 浜通り配布	19 ひばり休み	20 ひばり休み
21	22 ひばり休み	23 天皇誕生日 ひばり休み	24	25 ひばり休み 浜通り配布	26 ひばり休み	27 ひばり休み

問い合わせ

交流ルーム ひばり

(総合福祉センター内)

運営：さんじょうふくしま「結」の会

TEL 0256-33-8650

E-mail hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp

[開設時間] 日 午前10時～午後3時
水 午前10時～午後1時

※さんじょうふくしま「結」の会

避難者と三条市のボランティアの有志で組織している団体で、「交流ルームひばり」の運営を無償で行っています。「交流ルームひばり」へお気軽にお立ち寄りください。

避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム（避難者名簿）に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・転居したので住所が変わった（変わる予定である）
- ・家族構成が変わった（子が進学などで転出、帰還した家族がいるなど）
- ・避難生活が終了した（避難の意思を有しなくなった）

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している世帯数と人数(2021.2.10現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	16	42
原町区	4	5
南相馬市 計	20	47
浪江町	3	10
双葉町	1	3
郡山市	5	9
合 計	29	69

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511